

令和元年第 10 回農業委員会総会議事録

令和元年 10 月 1 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和元年 10 月 1 日 (火)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 61 号 農地法第 3 条許可について

議案第 62 号 農地法第 4 条許可について

議案第 63 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 64 号 農地法第 5 条許可について

議案第 65 号 非農地証明について

議案第 66 号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第 57 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 58 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 59 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 60 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 61 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦
13 番 茜ヶ久保 加 代	14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博
16 番 片 上 英 行	18 番 川 越 達 也	19 番 秋 山 広 美
22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美	24 番 小 玉 利 光

5. 欠席委員

17 番 比惠島 章 之	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
--------------	--------------	--------------


6. 事務局出席者


局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	平 下 拓 実		
総務係主事	石 橋 里 彩		

7. 市長部局出席者

な し

署 名 委 員

議 長 松 田 実 

委 員 川 越 晃 

委 員 川 越 達 也 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和元年第 10 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、17 番比恵島章之委員、20 番前田峰子委員、21 番中村和寛委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、6 番川越定光委員、18 番川越達也委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 61 号農地法第 3 条許可については 14 件、議案第 62 号農地法第 4 条許可については 4 件、議案第 63 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更については 2 件、議案第 64 号農地法第 5 条許可については 24 件、議案第 65 号非農地証明については 10 件、議案第 66 号農用地利用集積計画の決定については 197 件、以上、審議件数は 251 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、47 万 1,590.78 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、46 万 6,432.78 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 61 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 135 番までを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 3 条許可について説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可

基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号140をごらんください。

本案件は、弟から姉へ贈与を行うものです。受人である姉の経営面積は4,272平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,246平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

次に、番号142をごらんください。

本案件は、親から子への使用貸借の案件です。当該農地につきましては、平成20年1月1日から10年間、今回同様、農地法第3条の許可を得て、親子間で使用貸借が行われておりましたが、期間満了後、再設定の手続が行われていなかったことから、今回申請が行われたものです。受人の経営面積はゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が1万5,901平方メートルとなり、法第3条の農地の権

利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの143番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号143をごらんください。

本案件は、新規就農者による申請です。受人は渡人の義理の息子です。渡人は認定農業者で、施設キュウリなどの栽培を行っておりましたが、高齢になり、義理の息子である受人に経営移譲するため、本申請に至ったものです。受人の経営面積はゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が1万336平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 62 号農地法第 4 条許可について、6 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 4 条許可について御説明いたします。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 45 をごらんください。

申請人は、宮崎市佐土原町上田島在住の農家です。申請地は、宮崎市佐土原町上田島にあります巨田神社から南西に約 1.4 キロメートルの場所に位置する土地です。

本日お手元に「農地法第 4 条・第 5 条許可資料」を配付しております。1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに字図、4 ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

本案件は、農地法の許可を得ずに申請地に畜舎などを建て、利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、「第 2 種農地」となっております。牛舎及び堆肥盤は、床にコンクリート底盤を張り、牛舎には屋根をつけ、雨水が家畜排泄物とまざることによる汚水発生を防止しております。また、牛舎からの糞尿は、敷き藁などを使用して吸着、乾燥を行い排出し、堆肥盤で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えております。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

次に、番号 46 をごらんください。

申請人は、宮崎市佐土原町上田島在住の農家です。申請地は、宮崎市佐土原町東上

那珂にあります宮崎テクノロジーパークから西に約1キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農家住宅として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、10ページの議案第64号番号207は関連案件となります。一体利用しておりますが、全4筆中、3筆は親族との共有名義になりますので、5条での申請となっております。

番号47をごらんください。

申請人は、宮崎市高岡町在住の農家です。申請地は、宮崎市高岡町浦之名にあります有限会社加藤えのきから北東に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、規模拡大のため畜舎の増設などを計画した際、既存の倉庫が申請地に一部またがって建設されていたことから、追認申請に及んだものです。

申請地は農業振興地域の農用地区域に位置しておりますが、現在「農用地」から「農業用施設用地」に変更手続中です。変更後は、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当します。畜舎は全面に屋根をつけ、雨水が家畜排泄物とまざることによる汚水発生を防止しております。また、牛舎からの糞尿は、敷料を使用して吸着、乾燥を行い排出し、既存の堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第4条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号45番につきましては、10月15日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第63号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、8ページを議題とします。

○事務局(山之上) 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号11、12をごらんください。関連がありますので、あわせて御説明いたします。

12番を先に御説明いたします。

12番の承継人は、兵庫県神戸市中央区に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人です。承継人は、太陽光発電施設の設置をするため、転用許可の上、所有権の移転を行いました。現在の面積では予定していた太陽光パネルの全てを設置できないことが判明したため、11番の露天駐車場の土地もあわせて太陽光発電施設を設置すること

となり、全体面積を変更して申請に及んだものです。

11番の被承継人は、平成13年8月に露天駐車場として所有権移転を行いました。現在も駐車場として利用されずに現在に至り、また、現在就業もしておらず、駐車場として利用するための工事代金を捻出できず、事業の遂行は困難となりました。そのため今回、12番と隣接している11番の土地を、転用実行者を承継人に変更し、申請に至りました。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第64号農地法第5条許可について、9ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号203をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字塩路在住の農家2名及び宮崎市大字塩路が最後の住所地の故人の相続人、受人は宮崎市大字塩路に本拠を置く観光業などを営む法人です。

お手元の「農地法第4条・第5条許可資料」をごらんください。5ページに位置図、6ページに航空写真、7ページに合成字図、8ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、5 ページの位置図のとおり、フェニックスカントリークラブから南西に約 300 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を例年 11 月に開催されるダンロップフェニックスゴルフトーナメントの臨時駐車場として利用するため、申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

なお、同様の「第 1 種農地」及び「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、11 ページの番号 208 がございます。

次に、番号 204 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大塚町在住の個人、受人は宮崎市高岡町に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。

お手元の「農地法第 4 条・第 5 条許可資料」をごらんください。9 ページに位置図、10 ページに航空写真、11 ページに字図、12 ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、9 ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町浦之名にありますジェイズカントリークラブから南西に約 800 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天資材置場などとして利用するため、申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で、「第 2 種農地」となっております。申請地は、南側に傾斜をつけ造成し、雨水は西側、左ヶ谷川へ放流することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号 205 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字浮田在住の個人、受人は宮崎市宮崎駅東3丁目在住の個人でございます。申請地は、宮崎市大字浮田にあります宮崎市立生目南中学校から北西に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、過去に土地改良の対象となっており、「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は自然浸透及び道路側溝へ放流し処理、また生活排水は合併浄化槽で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、10ページの番号207、11ページの番号209がございます。

次に、番号206をごらんください。

申請人のうち、渡人・受人ともに宮崎市大字柏原在住の農家で、親子でございます。申請地は、宮崎市大字浮田にあります宮崎市立生目小学校から北東に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農家住宅の一部として利用していたことから、追認申請に及んだものです。なお、一体利用する宅地を含めた全体面積は621平方メートルです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は自然浸透により処理していることから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、その他の案件においても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、そ

の他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号203番、204番につきましては、10月15日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第65号非農地証明について、17 ページを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第65号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されて

いる農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、4 件の案件について御説明いたします。

申請番号 16、18、19 につきましては、登記簿地目が畑でございますが、現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林・原野化しております。これらのことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

申請番号 17 は、登記簿地目が畑であります。また、昭和 22 年当時の航空写真によると、倉庫のような建物も確認できることから、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であったと推測され、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、9 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

次に、関連がありますので、18 ページから 19 ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 6 件の案件について御説明いたします。

申請番号 20 から 25 につきましては、高岡町内山地区の太陽光発電施設計画地内にある登記簿地目が田または畑の土地であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。これらのことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、9月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第66号農用地利用集積計画の決定について、20ページから128ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（石橋） 議案第66号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、20ページの番号18番から109ページの番号169番までの151件でございます。

なお、中間管理の立会委員につきましては、代表委員のみ記載させていただいております。新名爪地区の中間管理事業につきましては、住吉地区の横山祥一農地利用最適化推進委員にも立ち会いいただいているところです。

利用権設定につきましては、110ページの番号540番から128ページの番号567番までの28件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が4件、新規設定が1件、賃借権の再設定が11件、新規設定が9件となっております。

127ページの番号565番から128ページの番号567番までの3件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○5番（鬼塚委員） 今回の案件で、新名爪地区において、かなりの面積の農地を農地中間管理機構に貸付していますが、総面積はどれぐらいで、その地域の農地が全て農地中間管理機構に貸付できたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○1番（日高委員） 私の担当地区でございますので御説明したいと思います。新名爪地区の農地中間管理事業を対象にした農地は、約42ヘクタールでございます。そのうち、37ヘクタールが今回、手続きを終えた面積でございます。あと、まだ周辺の意見が調わないものや相続等の手続きが済んでいないもの等残っていますけれども、今月から来月に向けて、95%は中間管理機構にまとめられるものと思っております。以上です。

○5番（鬼塚委員） この農地中間管理事業の話し合い自体はいつから始められて、今回この申請に至ったのでしょうか。

○1番（日高委員） 最初に新名爪地区に話を持ち込んだのは、平成28年、29年ぐらいからで、人・農地プランの話から始めました。担い手の選定から入り、平成30年に所有者等に対し、アンケート等を取りまして具体的な話を持ち込みました。それから、平成31年、今年の2月にかけて各集落ごとに説明会を行い、承認を得まして、今年の6月に契約を調えたというスケジュールでございます。以上です。

○5番（鬼塚委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、129ページから138ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石橋） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、129ページの番号568番から138ページの番号585番までの18件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(西領) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第57号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます。その数3件でございます。

報告第58号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます。その数15件でございます。

報告第59号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数6件でございます。

報告第60号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数25件でございます。

報告第61号は、相続等による権利移動についてでございます。その数15件でございます。

なお、第57号、第58号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第59号、第60号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(松田) ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御異議なしと認めます。よって、令和元年第10回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時47分閉会